

令和３年度事業報告

(令和３年４月１日～令和４年３月３１日)

I. 運行管理者試験の実施

○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者試験の実施

１. CBT試験の導入経緯及び同試験への全面移行

- (１) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和元年度第２回運行管理者試験を中止した。また、令和２年度第１回運行管理者試験では、試験会場における受験者間のソーシャルディスタンス確保のための試験室数の増加及び安価な試験会場（大学キャンパスなど）の貸出禁止などにより、試験実施経費が大幅に増加した。
- (２) 新型コロナウイルス感染症の早期収束が困難な中、今後の対応策としては、感染症対策を適切に講じるとともに、従来の運行管理者試験の実施方法を抜本的に見直し、試験実施経費を押さえる必要がある。
- (３) このような状況を踏まえて、国土交通省においては、新たにコンピューターを用いたCBT試験（Computer Based Testing）を導入すべく令和２年１０月に省令改正を行い、これに伴い、令和２年度第２回運行管理者試験においてCBT試験を実施したところである。
- (注) CBT試験とは、全国各地の設けられたテストセンターにおいて、マウスなどを用いてコンピューターに表示された試験問題を解答する方式の試験である。
- (４) CBT試験は、大規模会場で全国一斉に実施する従来の筆記試験とは異なり、一定の試験期間において、全国各地に設けられた小規模のテストセンターの試験会場と受験希望日時を申請者が選択して受験する方式であるため、利便性に優れ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが比較的強く抑えられる利点があることから、令和３年度から従来の筆記試験を取り止め、全面的にCBT試験による実施に移行した。

２. CBT試験の実施

(１) 試験実施結果

令和３年度においては、CBT試験に全面移行することにより、第１回試験については令和３年８月７日（土）から９月５日（日）、第２回試験については令和４年２月１９日（土）から３月２０日（日）まで、各々概ね１ヶ月間の試験期間を設定して実施した。

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
令和 3 年度第 1 回	貨物	37,154	34,164	10,164	29.8
	旅客	7,240	6,740	2,196	32.6
	計	44,394	40,904	12,360	30.2
令和 3 年度第 2 回	貨物	30,511	27,982	9,028	32.3
	旅客	6,253	5,787	1,999	34.5
	計	36,764	33,769	11,027	32.7

(2) 運行管理者試験委員会における審議

- ① 第 1 回試験委員会については、令和 3 年 9 月 14 日（火）に Web 会議により開催し、第 1 回試験に係る合否判定等について審議を行った。
- ② 第 2 回試験委員会については、令和 4 年 3 月 30 日（月）に Web 会議により開催し、第 2 回試験に係る合否判定等について審議を行った。

(3) 試験問題検討委員会における審議

令和 3 年度の試験問題検討委員会については、コロナ禍の状況等に鑑み、試験問題各分野に係る法令等を所管する各府省庁の担当官と、対面及びメール等により試験問題の審議を行った。

- ① 第 1 回試験問題については、令和 3 年 6 月から 7 月にかけて審議を行った。
- ② 第 2 回試験問題については、令和 3 年 11 月から 12 月にかけて審議を行った。

(4) 試験結果については、それぞれ、第 1 回試験は令和 3 年 9 月 21 日（火）に、第 2 回試験は令和 4 年 4 月 6 日（水）に当試験センターホームページにおいて合格者（受験番号）を発表するとともに、受験者全員に対して合否通知を郵送した。また、受験申請時に希望した受験者には、これに併せて総得点及び分野別得点取得状況の提供を行った。

II. 運行管理者試験の広報

○ 運行管理者試験実施等に関する利用者への広報の実施

- (1) 試験に係る公示文（ポスター）及び試験案内を作成し、行政機関及び関係団体に配布し、試験の実施に関する広報を行った。
- (2) 受験申請等試験に関する電話照会に対応し、オペレーターの配置、自動音声

- (365日・24時間対応)による案内サービスを提供した。
- (3) パソコン及びスマートフォンに対応したホームページを活用して、申請手続き等に関する次の広報を行った。
- ① 試験実施に係る公示及び申請手続等
 - ② 受験申請書の受理状況
 - ③ 合格者の受験番号
 - ④ 試験問題例
 - ⑤ 試験の実施状況

Ⅲ. 運行管理者試験の円滑な実施、利用者の利便性の向上及び試験の適正化等の取組

1. 運行管理者試験の円滑な実施及び利用者の利便性の向上

(1) CBT 試験の円滑な実施

- ① CBT 試験の申請方法は、システムの制約上、電子申請だけとなり、また、試験会場と日時は指定された範囲内で受験者が選択する方式である。このため、CBT 試験を円滑に実施するために、申請方法、試験会場・日時の予約方法、試験問題の解答方法等受験者が必要となる情報を当試験センターのホームページなどを活用して丁寧に説明し、周知した。
- ② 第1回試験において、CBT 試験の利便性向上に関する受験者アンケートを実施し、これらの意見等を踏まえて、受験申請システムの改修を行うなど、利便性の向上に努めた。
- ③ 受験者が多く所属する事業者を対象とした電子申請(団体申請)についても、CBT 試験会場の予約システムと連携させ、利便性の向上を図った。
- ④ 受験者リストを管理している現行の試験管理システムについて、電子申請に対応していないことから、今後、一層の業務の効率的な運用を図るため、同システムの全面的な改修の検討を行った。

2. CBT 試験の適正化等への取組

(1) 不正行為の防止のための取組

CBT 試験の運営に当たる委託事業者が全国の CBT 試験会場において、不正行為(カンニング等)を防止するための対策を規定した「運行管理者試験事務規程」などにに基づき、厳正な試験の実施を行うように指導、監督に努めた。

(2) CBT 試験の安全性、公平性の確保

CBT 試験の安全性、公平性を確保するため、以下のように取り組んだ。

- ① 全国の CBT 試験会場において、試験中の監督を厳重に行い、不正防止に努

めた。

- ② 受付時には、顔写真付き本人確認書類の提示を求めて本人確認を厳格に行った。
- ③ 試験問題及び答案の情報については、適切なセキュリティが施されたインターネット回線を用いるなど漏洩防止対策を講じた。加えて、通信障害等を極力防止するため、試験前に通信機器等の点検を確実に実施するなどの措置を講じた。
- ④ 受験者間の公平性確保の観点から、スマホ等を含め受験者の持ち物はロッカー等に収納させる等、試験問題の試験室からの持ち出しをできないようにするとともに、他者への開示、漏えいを禁じ、これに違反した場合には、不正行為として試験を無効（いわゆる失格扱い）とする措置を講じた。

(3) 試験会場の運営状況調査

CBT 試験の運営状況を確認するため、一部の試験会場（3箇所）において、実地調査及び聞き取り調査を実施した。

- (4) コロナ禍の影響により、国家試験を実施する試験機関の情報交換連絡会は開催されなかったが、個別に試験機関との CBT 試験実施に係る情報交換を行ったほか、CBT 試験実施事業者から CBT 試験に係る実情等について情報収集を行った。

3. 運行管理者試験の問題作成の高度化、効率化のための取組

一定の期間において試験を実施する CBT 試験においては、受験日時等による受験者間の公平性を確保するために複数の試験問題を用意する必要がある。このため、従来以上に効率的に試験問題を作成することが求められることから、「試験問題作成・管理システム」の改修を行い、試験問題作成作業の効率化を図った。

IV. 試験合格者の「資格者証」取得の支援事業

○ 試験合格者の運行管理者資格者証の確実な取得のための申請手続の支援

運行管理者試験合格者が行う各運輸支局への運行管理者資格者証の交付申請手続について、申請者の失念防止及び負担軽減の観点から、令和元年度に定款変更により事業化した「運行管理者資格者証の交付申請に関する支援事業」を着実に実施し、申請者の利便性の向上に努めた。

V. 理事会及び評議員会等の開催

1. 理事・監事・評議員数

令和4年3月31日現在の役員は、理事7名（うち会長1名、理事長1名、常務理事1名）、監事2名であり、評議員は9名である。

2. 理事会の開催

	開催日・場所	協議事項・協議等結果
第60回 理事会 (臨時)	令和3年 4月30日 (書面決議)	「決議事項」 ①第60回臨時理事会の開催方法について 定款第46条（決議の省略）による書面開催とすることが承認された。 ②役員候補者の選定方法について 要領を当センターホームページ上に掲載する「公募」とすることが承認された。
第61回 理事会 (通常)	令和3年 6月2日 14:00～15:30 試験センター 会議室 (Web会議 方式)	「決議事項」 ①令和2年度事業報告（案）について 原案どおり承認された。 ②令和2年度決算報告（案）について 原案どおり承認された。 ③任期満了に伴う役員候補者名簿の提出について 原案どおり承認された。 ④役員候補選出委員会委員の候補者名簿の提出について 原案どおり承認された。 ⑤任期満了に伴う評議員の選任について 原案どおり承認された。 ⑥第41回定時評議員会の開催について 原案どおり承認された。
第62回 理事会 (臨時)	令和3年 6月30日 (書面決議)	「決議事項」 ①第62回臨時理事会の開催方法について 定款第46条（決議の省略）による書面決議とすることが承認された。 ②永井正夫氏を代表理事に選定し、会長とする。 原案どおり承認された。 ③三浦知雄氏を代表理事に選定し、理事長とする。 原案どおり承認された。 ④戸澤秀実氏を業務執行理事に選定し、常務理事とする。 原案どおり承認された。

第 6 3 回 理事会 (臨時)	令和 3 年 1 0 月 2 7 日 (書面決議)	「決議事項」 ①第 6 3 回臨時理事会の開催方法について 定款第 4 6 条（決議の省略）による書面決議とすることが原案どおり承認された。 ②第 4 2 回臨時評議員会を開催について 原案どおり承認された。
第 6 4 回 理事会 (通常)	令和 4 年 2 月 2 8 日 14:00～15:00 試験センター 会議室 (W e b 会議 方式)	「決議事項」 ①第 1 号議案 令和 4 年度事業計画（案）について 原案どおり承認された。 ②第 2 号議案 令和 4 年度収支予算（案）について 原案どおり承認された。 「報告事項」 ①代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況の報告 ②その他

3. 評議員会の開催

	開催日・場所	協議事項・協議等結果
第 4 1 回 評議員会 (定時)	令和 3 年 6 月 3 0 日 (書面決議)	「決議事項」 ①令和 2 年度 事業報告（案）について 原案どおり承認された。 ②令和 2 年度 決算報告（案）について 原案どおり承認された。 ③評議委員の選任について 原案どおり承認された。 ④任期満了に伴う役員の選任について 原案どおり承認された。 ⑤役員候補選出委員会委員の選出について 原案どおり承認された。
4 2 回 評議員会 (臨時)	令和 3 年 1 1 月 9 日 (書面決議)	「決議事項」 ①評議員の辞任に伴う後任評議員の選任について 原案どおり承認された。

VI. その他

○ 運営資金確保のための長期借入の返済状況

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和元年度第2回試験の中止に加えて、同感染症対策に伴う試験実施経費が大幅に増加したため、令和2年度において、2億円の長期借入と4千万円の基本財産（現金預金）の取り崩しを行い、今後の試験センターの運営資金が不足しないよう措置した。当該長期借入の返済について、返済計画に従い、着実に実行した。

事業報告の附属明細書

当センター定款第10条第1項第2号に規定の「事業報告の附属明細書」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項にて、事業報告の内容を補足する重要な事項の記載が求められているが、令和2年度においては該当する事項がないことから、記載しないこととする。